

令和7年度版

指定給水装置工事事業者 指定の更新手続き

指定給水装置工事事業者の皆さまには、日頃より城里町水道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当書類は、令和7年9月29日に指定の有効期限が満了となる指定給水装置工事事業者の皆さまに送付をしております。

指定の有効期限内に更新手続きを行わない場合、指定の失効となり、城里町で給水装置工事を行うことが出来なくなります。

今回の更新後の有効期限は令和12年9月29日となります。下記の更新手続き期間内でのお早めのお手続きをお願いいたします。

※更新手数料は1万円となります。

更新手続き期間：令和7年7月1日 ～ 令和7年8月29日

指定の有効期限：令和7年9月29日

問合せ先：城里町役場 上下水道課 TEL029-288-3114

城里町水道事業



ホロル

Step. 1

今回の指定給水装置工事事業者指定の更新手続きの前に、同封の指定工事店情報が現況と異なる場合は、各種変更の手続きが必要となります。

参考にして下さい！！

- 工事店情報の変更はステップ2を参照して下さい。
- 主任技術者情報の変更はステップ3を参照して下さい。
- 変更がない場合はステップ4へお進みください。

※ 会社名（事業者名）・住所・代表者・連絡先・役員氏名 等が異なる場合は、様式第十（水道法施行規則第34条関係）の提出が必要です。

様式第十（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

城里町水道事業
城里町長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 氏名又は名称 城里水道株式会社
住 所 水戸市千波町〇〇〇
代表者氏名 城 里 次 郎

情報の変更がない場合は
提出不要です！！

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	シロサトスイドウのカブシキカイシャ 城里水道株式会社		
住 所	水戸市千波町〇〇〇		
フリガナ 代表者の氏名	シロ サト ジ ロウ 城 里 次 郎		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代 表 者	城里 太郎	城里 次郎	平成30年5月30日
役員の変更	城里 次郎 城里 三郎	城里 三郎 城里 四子	＃ ＃
住 所	城里町石塚〇〇〇	水戸市千波町〇〇〇	＃
電 話 F A X	029-288-1234 029-288-2345	029-231-0123 029-231-3456	＃ ＃
事業所の追加	—	那珂西営業所 城里町那珂西〇〇	令和元年4月30日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

添付書類等は次の
ページにあります！！

Step.2

同封の指定工事店情報が異なる場合は、記入例を参考に、「指定給水装置工事事業者 指定事項変更届」(様式十(水道法施行規則第34条関係))に変更事項を記入してください。

※各種様式は城里町のHPからダウンロードすることも可能です。

また、法人登録事業者(株式会社・有限会社)か個人登録事業者によって添付する書類が異なります。※登記簿謄本及び住民票は原本での提出をお願いします。(コピーは不可)

○法人登録事業者の添付書類

事業者の名称・住所を変更する場合

- ①会社の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ②会社の定款の写し
- ③誓約書(様式二(水道法施行規則第18条及び第34条関係))

代表者・役員の氏名を変更する場合

- ①会社の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ②会社の定款の写し(役員の氏名変更のみの場合は必要ありません)
- ③誓約書(様式二(水道法施行規則第18条及び第34条関係))

○個人登録事業者の添付書類

事業者の名称・住所を変更する場合

- ①住民票
- ②誓約書(様式二(水道法施行規則第18条及び第34条関係))

代表者の氏名を変更する場合

- ①住民票
- ②誓約書(様式二(水道法施行規則第18条及び第34条関係))

様式第二 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

変更届出と同じ申請者名を記入してください。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

申 請 者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名
城里水道株式会社
東茨城郡城里町石塚〇〇〇
城 里 太 郎

城里町水道事業
城里町長

殿

Step.3

同封の指定工事店情報が異なる場合は、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」に変更事項を記入してください。

選任届には添付書類が必要となります。

解任届には添付書類はありません。

○選任届の添付書類

①主任技術者の免状（証書）の写し、または 主任技術者証（カード）の写し

②会社と主任技術者の雇用関係がわかる書類

→ 例として 健康保険者証の写し

※登記簿謄本に記載されている方や、代表者が主任技術者を兼ねる方は
必要なし

解任と選任がある場合はそれぞれ届出書を作成してください。

様式第三（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

城里町水道事業
城里町長 殿

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

届出者 氏名又は名称 城里水道株式会社
住所 東茨城郡城里町石塚〇〇〇
代表者氏名 城里 太郎

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	城里水道株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
城里 太造	第 〇〇〇〇〇〇 号	令和〇〇年 〇〇月〇〇日

会社で主任技術者を選任・解任した年月日をご記入ください。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

Step.4

ステップ1～ステップ3の手続きが完了した後に「指定給水装置工事事業者指定申請書」の提出準備をお願いいたします。

【4-1】 指定申請書の作成

記入例を参考に、同封の「指定給水装置工事事業者指定申請書」に必要事項を記入してください。（水道法施行規則第18条関係）

※法人登録事業者か個人登録事業者によって、記載内容が若干異なります。

様式第一（水道法施行規則第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

城里町水道事業
城里町長

殿

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

申請者 氏名又は名称 城里工業株式会社
住 所 東茨城郡城里町石塚〇〇〇
代表者氏名 城里 太郎
TEL 029-288-〇〇〇〇
FAX 029-288-〇〇〇〇

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 城里 太郎	
取締役 城里 太助	
監査役 城里 太一	
事業の範囲	管工事業 水道施設業
機械器具の名称、性能及び数量	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第一（裏面）

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	〇〇工業株式会社
上記事業所の所在地	東茨城郡城里町石塚〇〇〇
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
城里 太郎	第 〇〇〇〇〇〇 号

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

【4-2】 機械器具調書の作成

記入例を参考に、同封の「機械器具調書」に必要事項を記入してください。
(水道法施行規則第20条関係)

※記載例に記入の6つの器具の所有については写真の添付をお願いいたします。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用機械器具	金切りのこ	〇〇〇	2	
管の加工用機械器具	やすり	〇〇〇	5	
	パイプねじ切り器	〇〇〇	1	
接合用機械器具	トーチランプ	〇〇〇	3	
	パイプレンチ	〇〇〇	10	
水圧テストポンプ	〇〇テストポンプ	〇〇〇	2	

(国土交通省令で定める機械器具)

第二十条 法第二十五条の三第一項第二号の国土交通省令
で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 四 水圧テストポンプ

上記のように「種別」「名称」を記入してください。

上記6つの器具は水道法施行規則第20条において所有が必要な器具として定められています。

6つの器具については、写真添付にて所有の確認をさせていただきます。

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

【4-3】 誓約書の作成

記入例を参考に、同封の「誓約書」に記名してください。
(水道法施行規則第18条関係)

様式第二 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

申 請 者

氏名又は名称 城里水道株式会社
住 所 東茨城郡城里町石塚〇〇〇
代表者氏名 城 里 太 郎

城里町水道事業
城里町長

殿

参考 水道法第25条の3第1項第3号イからハまでとは？

- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
- イ.心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ロ.破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ.この法律に違反して、刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ニ.第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- ホ.その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足りる相当の理由がある者
- ヘ.法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

【4-4】 その他提出書類

以下の書類を提出してください。

(水道法施行規則第18条関係)

○法人登録事業者の提出書類

- ①会社の位置図と会社の外観写真
- ②会社の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 原本
- ③定款の写し
- ④旧指定証の返却

○個人登録事業者の提出書類

- ①事業所の位置図と事業所の外観写真
- ②住民票 原本
- ③旧指定証の返却

※登記簿謄本および住民票につきましては、原本提出（コピー不可）となりますが、ステップ2「指定事項変更届出書」に原本を添付している場合に限り、更新申請分はコピー可とします。

【4-5】 事業運営等に関する調書の作成

同封の「城里町指定給水指定装置工事事業者の事業運営等に関する調書」に必要事項を記入してください。(厚生労働省通知 薬生水発0626 第1号関係)

城里町指定給水装置工事事業者の事業運営に関する調書

記載した情報の公表の可否についてし点をご記入ください。

氏名又は名称

郵便番号、住所

代表者氏名

電話番号

ファクス番号

指定給水装置工事事業者の業務内容 該当する箇所にし点をご記入ください。

休業日、営業時間 (修繕対応時間もご記入ください。) (公表: <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)
休業日: <input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> 日曜日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> その他()
営業時間: 時 ~ 時 (緊急時夜間対応 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)
漏水等修繕対応の可否 (公表: <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可) (詳細な内容を記入することも可能です。)
屋内給水装置の修繕 埋設部の修繕 その他()
対応工事種別 (新設・改造 等) (公表: <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可)
<input type="checkbox"/> 配水管からの分岐~水道メーター (新設)
<input type="checkbox"/> 水道メーター ~ 宅内給水装置 (改造)
その他 (緊急時の意連絡先等をご記入ください。(任意非公表))
緊急時連絡先

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに担当した水道事業者にその旨を届け出るようお願いいたします。

緊急連絡先については公表いたしません。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
可	不可	

社員の中で、外部研修または自社内研修を受講した方のお名前をご記入ください。
外部研修を受講した場合は、その受講終了証の写しを添付してください。

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

外部研修とは
（公財）給水工事技術振興財団や全国管工事業協同組合連合会が主催する研修会を指します。

自社内研修とは
外部研修や水道部（課）主催の研修会を受講した方が講師となり、社内で情報共有する勉強会を指します。

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (〇×を記入)	資格等を有しているか (〇×を記入)		工事年度
		保有している資格等※		

上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)

可 不可

※以下に示す保有資格等 (下線部) を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類 (資格証等) の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

主に配水管の分岐部から水道メーターまでの配管工に従事する方のお名前をご記入ください。

配管工に関する資格を保有している方は、資格証の写しを添付してください。

Step.5

更新手続き（書類提出）について

●書類提出に関する注意事項

提出書類を記載の「並び順列」を参考に、書類が揃っていることを確認したうえでご持参をお願いします。

提出時に前ページで作成した「事業運営等に関する調書」に基づき、事業の状況についてヒアリングをさせていただきますので、会社の経営者もしくは経営者に準ずる方での来庁をお願いいたします。

来庁する際には、事前に城里町上下水道課（TEL029-288-3114）までご連絡いただき、来庁予約をお取りいただきますとスムーズにご案内できます。

予約を取らなくても対応は可能ですが、予約者優先でのご案内とさせていただきますのでご承知おきください。

更新手続き窓口

城里町上下水道課：（8：30から12：00 13：00から17：00）

●書類提出後から更新手続き完了までの流れ

書類提出後は2～3週間程度の書類審査の時間をいただいた後、お電話にてご連絡いたします。

指定更新の認可が下りた事業者の方には、水道課までお越し頂き、更新手数料の納付（10,000円）をお願いいたします。

更新手数料納付後、新しい指定証をお渡しして更新手続きは完了となります。

参考にしてください！！

○指定事項変更届出書の並び順（ステップ2で作成）

- ①指定事項変更届出書
- ②会社の登記簿謄本（法人）または住民票（個人）
- ③会社の定款の写し（法人）
- ④誓約書（法人）

○主任技術者選任・解任届出書の並び順（ステップ3で作成）

- ①主任技術者選任・解任届出書
- ②主任技術者の資格証の写し + 保険証の写し（選任者全員分）

○更新手続きに必要な書類の並び順（ステップ4で作成）

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書
- ②主任技術者の資格証の写し（全員分）
- ③機械器具調書
- ④機械器具の写真
- ⑤誓約書
- ⑥会社の登記簿謄本または住民票
- ⑦会社の定款の写し
- ⑧会社または事業所の位置図と外観写真
- ⑨旧指定証（原本返却）
- ⑩事業運営等に関する調書
- ⑪事業運営等に関する調書の添付書類